

○環境省令第三号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第十二号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年二月二十一日

環境大臣 石原 伸晃

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「規則」という。）の一部を次のように改正する。

第一条の二第四項中「廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル汚染物を処分するために処理したものについて、当該処理したものを「当該ポリ塩化ビフェニル処理物」に、「場合は当該処理したものを」を「場合は当該ポリ塩化ビフェニル処理物」に改め、同条第五項中「から二四の項まで」を「から二

五の項まで」に改め、「令第二条の四第五号ニの指定下水汚泥を処分するために処理したものについて
「を削り、「別表第一の各項」を「別表第一の一の項から二五の項まで」に改め、同条第六項中「令第
二条の四第五号ホの鉱さいを処分するために処理したものについて」を削り、同条第八項中「ばいじん
（国内において生じたものにあつては、令別表第三の二の項に掲げる施設において生じたものに限る。）
について」を削り、「一の項」の下に「及び二四の項」を加え、「対応する同項」を「それぞれ当該各項
」に改め、「ばいじん（国内において生じたものにあつては、令別表第三の二の項に掲げる施設におい
て生じたものに限る。）を処分するために処理したものについて」を削り、同条第九項中「ばいじん（
国内において生じたものにあつては、令別表第三の三の項又は四の項に掲げる施設において生じたもの
に限る。）又は燃え殻（国内において生じたものにあつては、同表の四の項に掲げる施設において生じたも
のに限る。）について」を削り、「二の項」の下に「三の項、五の項、六の項、二三の項及び二五の項
」を加え、「に対応する同項」を「ごとにそれぞれ当該各項」に改め、「ばいじん（国内において生じ
たものにあつては、令別表第三の三の項又は四の項に掲げる施設において生じたものに限る。）又は燃え
殻（国内において生じたものにあつては、同表の四の項に掲げる施設において生じたものに限る。）を処

分するため処理したものについて」を削り、同条第十項から第十四項までを削り、同条第十五項中「第二条の四第五号カの」を「第二条の四第五号リの廃油を処分するために処理したものに係る」に改め、「廃油（廃溶剤（トリクロロエチレンに限る。））に限り、国内において生じたものにあつては、令別表第三の一五の項に掲げる施設において生じたものに限る。」を処分するために処理したものについて」を削り、「トリクロロエチレンに限る。」ではない」を「別表第一の九の項から一八の項まで、二二の項及び二四の項の第一欄に掲げるものに限る。」ではない」に改め、「含まれる別表第一の九の項」の下に「から一八の項まで、二二の項及び二四の項」を加え、「に対応する同項」を「ごとにそれぞれ当該各項」に改め、「別表第六の九の項」の下に「から一八の項まで、二二の項及び二四の項」を加え、同項を同条第十項とし、同条第十六項から第二十五項までを削り、同条第二十六項中「第二条の四第五号キ」を「第二条の四第五号ヌ」に改め、「汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の二六の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）のうち」を削り、「一の項」の下に「から二五の項まで」を加え、「物質に対応する同項」を「物質ごとにそれぞれ当該各項」に、「ごとに対応する同項」を「ごとにそれぞれ当該各項」に改め、「汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において

生じたものにあつては、令別表第三の二六の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）を処分するために処理したものについて」を削り、同項を同条第十一項とし、同条中第二十七項から第四十九項までを削り、第五十項を第十二項とし、第五十一項を第十三項とし、第五十二項を第十四項とし、第五十三項中「から第四十九項まで」を「から第十一項まで」に改め、同項を同条第十五項とする。

別表第一の一四の項第二欄中「二ミリグラム」を「十ミリグラム」に改め、同表中二四の項を二五の項とし、二三の項の次に次のように加える。

| | | |
|-----|-----------|-----------------------------|
| 二二四 | 一・四—ジオキサン | 試料一リットルにつき一・四—ジオキサン五ミリグラム以下 |
|-----|-----------|-----------------------------|

別表第一の備考中「第一条の二第五十三項」を「第一条の二第十五項」に改める。

（金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令の一部改正）

第二条 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和四十八年総理府令第五号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「及び二三の項」を「、二三の項及び二四の項」に改め、同条第八項中「二二の項まで」の下に「及び二四の項」を加える。

第三条第二項中「及び二三の項」を「、二三の項及び二四の項」に改め、同条第十一項中「第二条の四五号ワ」を「第二条の四第五号チ(6)」に、「一四の項」を「一〇の項」に、「別表第五の二四の項」を「別表第五の二五の項」に、「別表第六の二四の項」を「別表第六の二五の項」に改め、同条第十二項中「及び二四の項」を「、二四の項及び二五の項」に改める。

別表第一の一四の項第二欄中「〇・二ミリグラム」を「一ミリグラム」に改め、同表中二四の項を二五の項とし、二三の項の次に次のように加える。

| | | |
|-----|------------|--------------------------------|
| 二二四 | 一・四―ジオキササン | 検液一リットルにつき一・四―ジオキササン〇・五ミリグラム以下 |
|-----|------------|--------------------------------|

別表第一の備考1中「から二三の項まで」を「から二四の項まで」に改め、同表の備考2中「二四の項」を「二五の項」に改める。

別表第二の一四の項第二欄中「〇・二ミリグラム」を「一ミリグラム」に改め、同表に次のように加える。

| | | |
|-----|------------|---------------------------------|
| 二二三 | 一・四―ジオキササン | 試料一キログラムにつき一・四―ジオキササン〇・五ミリグラム以下 |
|-----|------------|---------------------------------|

別表第三の一四の項第二欄中「〇・〇二ミリグラム」を「〇・一ミリグラム」に改め、同表に次のよう

に加える。

| | | |
|-----|------------|---------------------------------|
| 三三三 | 一・四―ジオキササン | 検液一リットルにつき一・四―ジオキササン〇・〇五ミリグラム以下 |
|-----|------------|---------------------------------|

別表第四の一四の項第二欄中「〇・二ミリグラム」を「一ミリグラム」に改め、同表に次のように加える。

| | | |
|-----|------------|--------------------------------|
| 三三三 | 一・四―ジオキササン | 試料一リットルにつき一・四―ジオキササン〇・五ミリグラム以下 |
|-----|------------|--------------------------------|

別表第五の一四の項第三欄中「〇・二ミリグラム」を「一ミリグラム」に改め、同表の二四の項第二欄中「別表第三の一三の項」を「別表第三の九の項」に、「別表第五の二四の項」を「別表第五の二五の項」に改め、同項を二五の項とし、二三の項の次に次のように加える。

| | | | |
|-----|---|------------|--------------------------------|
| 二二四 | 燃え殻若しくはばいじん（国内において生じたものにあつては、令別表第四の七の項の第二欄に掲げる施設において生じたものに限る。）又は汚泥（国内において生じたものにあつては、令別表第五の二四の項の中欄に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限 | 一・四―ジオキササン | 検液一リットルにつき一・四―ジオキササン〇・五ミリグラム以下 |
|-----|---|------------|--------------------------------|

る。)

別表第五の備考1中「から二三の項まで」を「から二四の項まで」に改め、同表の備考2中「二四の項」を「二五の項」に改める。

別表第六の一四の項第三欄中「〇・二ミリグラム」を「一ミリグラム」に改め、同表の二四の項第一欄中「別表第三の一四の項」を「別表第三の一〇の項」に、「同表の一三の項又は一四の項」を「同表の九の項又は一〇の項」に、「別表第五の二四の項」を「別表第五の二五の項」に改め、同項を二五の項とし、二三の項の次に次のように加える。

| | | | |
|----|---|-----------|-------------------------------|
| 二四 | 燃え殻若しくはばいじん（国内において生じたものにあつては、令別表第四の七の項第二欄に掲げる施設において生じたものに限る。）又は汚泥（国内において生じたものにあつては、令別表第五の二四の項の中欄に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限る。）を処分するために処理したもの | 一・四―ジオキサソ | 検液一リットルにつき一・四―ジオキサソ〇・五ミリグラム以下 |
|----|---|-----------|-------------------------------|

別表第六の備考1中「から二三の項まで」を「から二四の項まで」に改め、同表の備考2中「二四の項」を「二五の項」に改める。

(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令の一部改正)

第三条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令(昭和四十八年総理府令第六号)の一部を次のように改正する。

第二条及び別表第二の二四の項中「別表第五の二四の項」を「別表第五の二五の項」に改める。

(一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令の一部改正)

第四条 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和五十

二年^{総理府令第一号}厚生省)の一部を次のように改正する。

別表第一の一・一―ジクロロエチレンの項中「〇・二ミリグラム」を「一ミリグラム」に改め、同表のセレン及びその化合物の項の次に次のように加える。

一・四―ジオキササン

一リットルにつき〇・五ミリグラム以下

別表第二の一・一―ジクロロエチレンの項中「〇・〇二ミリグラム」を「〇・一ミリグラム」に改め、

同表のシス―一・二―ジクロロエチレンの項中「シス―一・二―ジクロロエチレン」を「一・二―ジクロロエチレン」に改め、同項中「一リットルにつき」の下に「シス―一・二―ジクロロエチレン及びトランス―一・二―ジクロロエチレンの合計量」を加え、同表のセレンの項の次に次のように加える。

一・四―ジオキササン

一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下

塩化ビニルモノマー

一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下

（一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の一部を改正する命令の一部改正）

第五条 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の一部を改

正する命令（平成十年総理府令第二号）の一部を次のように改正する。
厚生省

附則第二条第三項中「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和五十二年総理府令第一号）以下「省令」という。」を「新令」に改める。
厚生省

附則第二条第四項、第七項及び第十二項、第三条第一項、第三項及び第四項、第四条第二項、第四項及び第六項並びに第五条第三項中「省令」を「新令」に、同項中「された省令」を「された新令」に改め、同条第四項、第七項及び第十二項中「省令」を「新令」に、「された省令」を「された新令」に改める。

（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第六条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三の一・一―ジクロロエチレンの項中「〇・〇二ミリグラム」を「〇・一ミリグラム」に改め、同表のシス―一・二―ジクロロエチレンの項中「シス―一・二―ジクロロエチレン」を「一・二―ジクロエチレン」に改め、同項中「一リットルにつき」の下に「シス―一・二―ジクロロエチレン及びトランス―一・二―ジクロロエチレンの合計量」を加え、同表のセレンの項の次に次のように加える。

| | |
|------------|----------------------|
| 一・四―ジオキササン | 一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下 |
| 塩化ビニルモノマー | 一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下 |

別表第四の一・一―ジクロロエチレンの項中「〇・二ミリグラム」を「一ミリグラム」に改め、同表の一・一・一―トリクロロエタンの項の次に次のように加える。

| | |
|----------------|---------------------|
| 一・一・二―トリクロロエタン | 一リットルにつき〇・〇六ミリグラム以下 |
|----------------|---------------------|

別表第四のセレン及びその化合物の項の次に次のように加える。

| | |
|------------|--------------------|
| 一・四―ジオキササン | 一リットルにつき〇・五ミリグラム以下 |
|------------|--------------------|

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十五年六月一日から施行する。

(廃棄物の最終処分場の技術上の基準に関する経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）第八条第一項の許可を受けている者又は許可の申請をしている者の当該許可又は当該

申請に係る一般廃棄物の最終処分場及び同法第九条の三第一項の規定による届出をしている市町村の当該届出に係る一般廃棄物の最終処分場（以下「既存一般廃棄物最終処分場」という。）並びに同法第十五条第一項の許可を受けている者又は許可の申請をしている者の当該許可又は当該申請に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「令」という。）第七条第十四号ハに掲げる産業廃棄物の最終処分場（以下「既存管理型最終処分場」という。）に係る技術上の基準及び維持管理の技術上の基準については、当分の間、この省令による改正後の一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（以下「新令」という。）別表第一の一・四―ジオキサンの項中「〇・五ミリグラム」とあるのは「一〇ミリグラム」とする。

2 平成二十五年十一月三十日までの間における既存一般廃棄物最終処分場及び既存管理型最終処分場に係る廃止の技術上の基準（新令別表第一の一・四―ジオキサンの項に係るものに限る。以下同じ。）については、新令第一条第三項第六号（新令第二条第三項第三号の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下同じ。）中「それぞれイ及びロに掲げる頻度で二年（埋め立てる一般廃棄物の性状を著しく変更した場合にあつては、当該変更以後の二年）以上にわたり行われた」とあるのは、「保有水等の浸出が

公共の水域及び地下水に及ぼす影響の有無を判断することができる二回以上の」とする。

3 平成二十五年十二月一日から平成二十六年五月三十一日までの間における既存一般廃棄物最終処分場及び既存管理型最終処分場に係る廃止の技術上の基準については、新令第一条第三項第六号中「二年」とあるのは、「六月」とする。

4 平成二十六年六月一日から平成二十六年十一月三十日までの間における既存一般廃棄物最終処分場及び既存管理型最終処分場に係る廃止の技術上の基準については、新令第一条第三項第六号中「二年」とあるのは、「一年」とする。

5 平成二十六年十二月一日から平成二十七年五月三十一日までの間における既存一般廃棄物最終処分場及び既存管理型最終処分場に係る廃止の技術上の基準については、新令第一条第三項第六号中「二年」とあるのは、「一年六月」とする。

(廃棄物の最終処分場の廃止の確認に関する経過措置)

第三条 平成二十五年十一月三十日までの間における既存一般廃棄物最終処分場について法第九条第五項(同法第九条の三第十一項において準用する場合を含む。)の規定による廃止の確認を受けようとする者及

び既存管理型最終処分場について法第十五条の二の六第三項において準用する同法第九条第五項の規定による廃止の確認を受けようとする者の当該廃止の確認の申請（新令別表第一の一・四―ジオキサンの項に係るものに限る。以下単に「廃止の確認」という。）については、規則第五条の五の二第二項第四号（同令第五条の十の二第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）及び第十二条の十一の二第二項第三号口中「二年以上にわたり行つた」とあるのは、「二回以上の」とする。

2 平成二十五年十二月一日から平成二十六年五月三十一日までの間における既存一般廃棄物最終処分場及び既存管理型最終処分場に係る廃止の確認については、規則第五条の五の二第二項第四号及び第十二条の十一の二第二項第三号口中「二年」とあるのは、「六月」とする。

3 平成二十六年六月一日から平成二十六年十一月三十日までの間における既存一般廃棄物最終処分場及び既存管理型最終処分場に係る廃止の確認については、規則第五条の五の二第二項第四号及び第十二条の十一の二第二項第三号口中「二年」とあるのは、「一年」とする。

4 平成二十六年十二月一日から平成二十七年五月三十一日までの間における既存一般廃棄物最終処分場及び既存管理型最終処分場に係る廃止の確認については、規則第五条の五の二第二項第四号及び第十二条の

十一の二第二項第三号口中「二年」とあるのは、「一年六月」とする。

（廃棄物の埋立処分の基準に関する経過措置）

第四条 この省令の施行の際現に一般廃棄物の埋立処分を行っている埋立処分の場所（既存一般廃棄物最終処分場を含む。以下「既存一般廃棄物埋立地」という。）及び産業廃棄物の埋立処分を行っている埋立処分の場所（既存管理型最終処分場を含む。以下「既存産業廃棄物埋立地」という。）に係る規則第一条の七の三第三号並びに第一条の七の四第一号ニ及び第二号イ（令第六条第一項第三号ホの規定により同令第三条第三号ロの規定の例によることとされる場合を含む。）の規定による放流水及び保有水等の水質に係る最終処分基準省令別表第一の規定の適用については、当分の間、同表の一・四―ジオキサンの項中「〇・五ミリグラム」とあるのは、「一〇ミリグラム」とする。

2 平成二十五年十一月三十日までの間における既存一般廃棄物埋立地及び既存産業廃棄物埋立地に係る埋立処分の基準（新令別表第一の一・四―ジオキサンの項に係るものに限る。以下同じ。）については、規則第一条の七の四第一号ニ（令第六条第一項第三号ホの規定により同令第三条第三号ロの規定の例によることとされる場合を含む。以下同じ。）中「二年以上にわたり」とあるのは、「二回以上」とする。

3 平成二十五年十二月一日から平成二十六年五月三十一日までの間における既存一般廃棄物埋立地及び既存産業廃棄物埋立地に係る埋立処分の基準については、規則第一条の七の四第一号二中「二年」とあるのは、「六月」とする。

4 平成二十六年六月一日から平成二十六年十一月三十日までの間における既存一般廃棄物埋立地及び既存産業廃棄物埋立地に係る埋立処分の基準については、規則第一条の七の四第一号二中「二年」とあるのは、「一年」とする。

5 平成二十六年十二月一日から平成二十七年五月三十一日までの間における既存一般廃棄物埋立地及び既存産業廃棄物埋立地に係る埋立処分の基準については、規則第一条の七の四第一号二中「二年」とあるのは、「一年六月」とする。

(余水吐きから流出する海水の水質の基準に関する経過措置)

第五条 この省令の施行の際現に海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第 二百一號）第五条第一項第二号若しくは第十八号に掲げる排出方法による排出又は同条第二項若しくは第二百一號）第五条第一項第二号若しくは第十八号に掲げる排出方法による排出又は同条第二項若しくは第 四項に規定する廃棄物の排出を行っている者が行う排出に係る埋立場所等（同条第一項に規定する埋立場

所等をいう。)に設けられている余水吐きから流出する海水の水質に係る余水吐きから流出する海水の水質についての基準を定める省令(昭和五十二年総理府令第三十八号)第一項第一号に規定する排水基準については、当分の間、新令別表第一の一・四―ジオキサンの項中「〇・五ミリグラム」とあるのは、「一〇ミリグラム」とする。

(特定廃棄物の埋立処分の場所に関する経過措置)

第六条 この省令の施行の際現に存する特定廃棄物(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法第二十条に規定する特定廃棄物をいう。)の埋立処分の基準については、当分の間、この省令による改正後の平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則別表第四の一・四―ジオキサンの項中「〇・五ミリグラム」とあるのは、「一〇ミリグラム」とする。

(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則の一部改正)

第七条 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則(平成十三年環境省令

第二十三号) 第三条第二項中「第一条の二第五十三項」を「第一条の二第十五項」に改める。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)

第八条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令(平成十五年環境省令第二号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「一四の項」を「一〇の項」に改め、同条第二項中「二三の項」を「九の項」に、「四九の項」を「四七の項」に改める。

附則第三条第一項中「一四の項」を「一〇の項」に改め、同条第二項中「二三の項」を「九の項」に、「四九の項」を「四七の項」に改める。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)

第九条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令(平成十五年環境省令第三十二号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項を次のように改める。

第四条 削除

附則第四条第二項中「四九の項」を「四七の項」に改め、「行う限り、」の下に「第一条の規定による改正後の」を加える。

附則第五条第一項を次のように改める。

第五条 削除

附則第五条第二項中「四九の項」を「四七の項」に、「判定基準省令」を「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和四十八年総理府令第五号）」に改める。